

地球岬の春

平成14年3月25日発行 第249号 隔月1回25日発行

まようせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2002年3月

No.249

〈 ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei> 〉
〈 メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉



ホームページコーナー

春になりました。花粉症の方はお見舞い申し上げます。

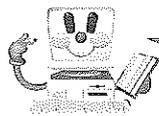
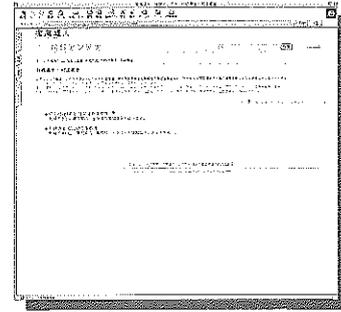
- 単位会リンク集 三重会HPを追加しました。
- 会員リンク集に 札幌支部 佐藤政幸先生のHPを追加しました。
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei/link/link15.htm#sapporo>

- 今後の予定の内容を更新しました。
 - 行政書士になろうの内容を更新しました。
 - 研修会情報を更新いたしました。
 - 「北海道人」リンク登録募集のお知らせを掲載いたしました。
- 現在、北海道のHP「北海道人」のリンク集で、行政書士事務所のリンク登録を募集しています。

<http://www.hokkaido-jin.jp/antenna/050/dd050085030.html>

アクセスの多い「北海道人」からのリンクはアクセスアップの一助になると思われます。ご希望の方はページの下「登録申請」をクリックして、必要事項を記入していただければ申請できます。ホームページをすでにお持ちの事務所は、ぜひ登録してみませんか？これから作成しようとお考えの事務所は、ぜひこれを機会に作成して登録されてはいかがでしょうか？

【ホームページ担当 田中浩貴】



電腦行政書士通信

■法令等データベース

厚生労働省所管の主な法律、政令、省令、告示、訓令、通知等について検索することができます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

■産廃情報ネット

全国版の処理業者名簿より処理業者の許可内容を検索することが可能です。

<http://www.sanpainet.or.jp/>

■簡単e訴訟

30万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルを、裁判所を利用して自らの手で解決するための訴状作成サイト!?

<http://www.e-sosyo.com/main.php>

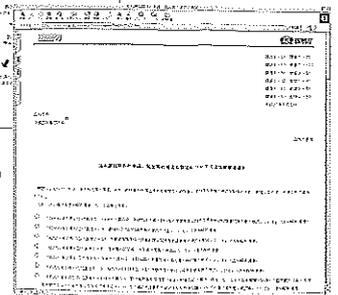
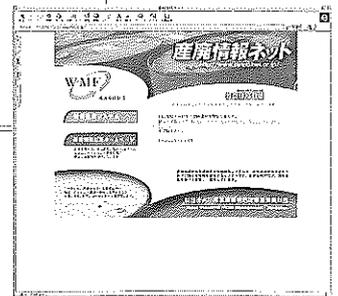
■法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について

(法令解釈通達)

納税証明書などの書式 (PDFファイル) をダウンロードできます。

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kobetu/houzin/35/01.htm>

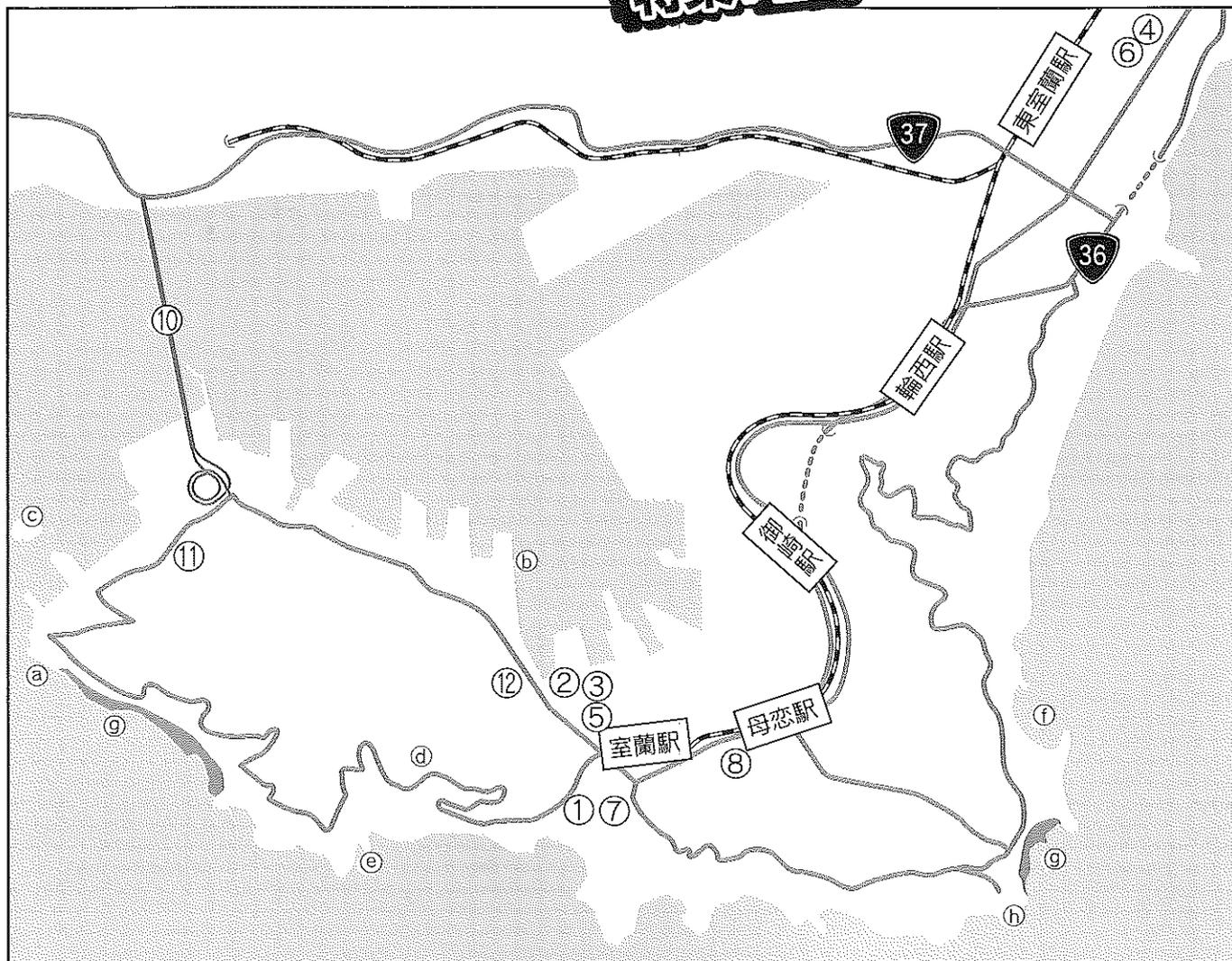
【文責 田中浩貴】





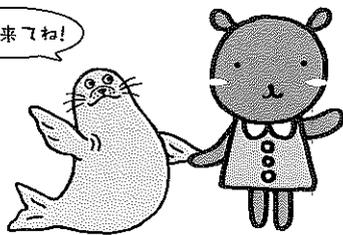
map

特集! 室蘭



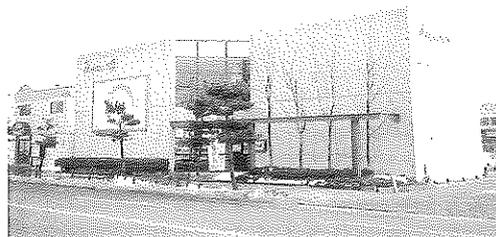
- ①胆振支庁
- ②合同庁舎
- ③室蘭社会保険事務所
- ④室蘭陸運支局
- ⑤室蘭公共職業安定所
- ⑥裁判所
- ⑦室蘭市役所
- ⑧室蘭警察署
- ⑨室蘭八景
 - ⓐ絵鞆岬の景観
 - ⓑ室蘭港の夜景
 - ⓒ黒百合咲く大黒島
 - ⓓ測量山の展望
- ⑩白鳥大橋
- ⑪市立室蘭水族館
- ⑫港の文学館

兒に来てね!



市立室蘭水族館には、
トドと文字を書くトドがいるよ

- ⓔマスイチ浜の外海展望
- ⓕトツカリシヨ浜の奇勝
- ⓖ銀屏風・金屏風の断崖絶壁
- ⓗ地球岬の絶景



わかさいも本舗

特急北斗にゆられ、室蘭支部におじゃましました。室蘭といえは、鉄の街または地球岬や白鳥大橋などの風光明媚な観光の街といわれたイメージがあると思います。また、芥川賞作家を3人も生み出す文学の街でもあります。

今回は室蘭支部の河野支部長と高橋国夫理事（室蘭支部広報担当）にお話を聞きました。インタビュのあと他の役員の方々と名物の焼き鳥を食する席を設けていただきました。高橋理事には室蘭市の案内をしていただくなど大変お世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。



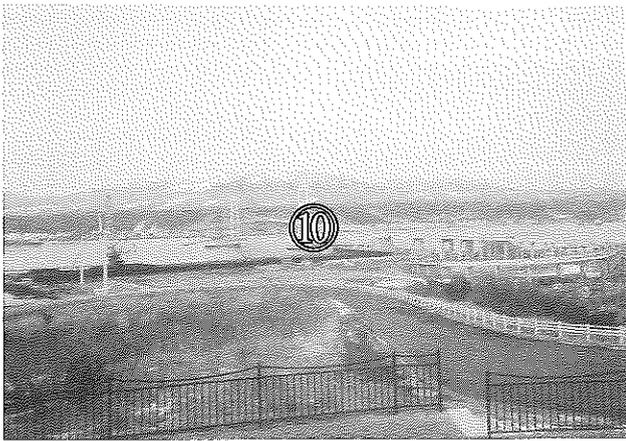
1

室蘭のお役所

- ①胆振支庁 幸町 9-11
- ②合同庁舎 入江町 1-13
 札幌入国管理局室蘭港出張所 札幌法務局室蘭支局
 室蘭税関支署 室蘭税務署
 道運輸局海運支局 室蘭労働基準監督署
- ③室蘭社会保険事務所 海岸町 1丁目 20-9
- ④室蘭陸運支局 日の出町 3丁目 4
- ⑤室蘭公共職業安定所 海岸町 1丁目 20-28
- ⑥裁判所 日の出町 1丁目 18
- ⑦室蘭市役所 幸町 1-2
- ⑧室蘭警察署 新富町 1丁目 5



河野支部長の事務所におじゃましました



2

室蘭の観光名所

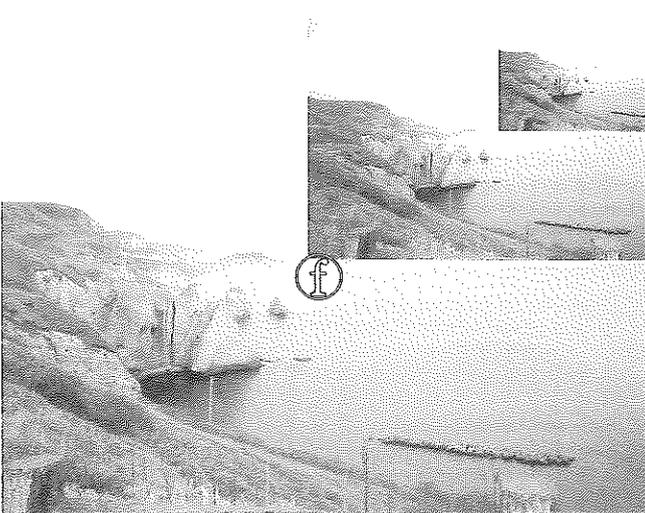
⑨室蘭八景

- ㉑ 絵鞆岬の景観
- ㉒ 室蘭港の夜景
- ㉓ 黒百合咲く大黒島
- ㉔ 測量山の展望
- ㉕ マスイチ浜の外海展望
- ㉖ トッカリシヨ浜の奇勝
- ㉗ 銀屏風・金屏風の断崖絶壁
- ㉘ 地球岬の絶景

⑩白鳥大橋

- ⑪市立室蘭水族館 …………… 祝津町3丁目3-12
- ⑫港の文学館 …………… 海岸町3丁目6-12

室蘭からは3人の芥川賞作家を輩出しています。第19回の八木義徳、第98回の三浦清宏、そして『猛スピードで母は』で第126回芥川賞を受賞した長島有など。室蘭は北海道を代表する文学の街でもあるのです。



 室蘭支部の状況を教えてください

室蘭支部は、西胆振管内の室蘭・登別・伊達の3市、虻田・豊浦・壮瞥の3町、洞爺・大滝の2村で組織されています。当支部の会員構成は、室蘭市22名、登別市が最近5名ほど増えて15名、伊達市9名、虻田町2名、壮瞥町1名の49人で構成されています。豊浦町・洞爺村・大滝村が会員不在地域となっております。専業者と兼業者の割合は半分半分といったところです。当支部の理事は全員が専業者となっております。支部組織を維持するために、それぞれの理事に事務を分担して一人に負担がかからないようにして支部全体の活性化を図っております。

当支部では、今まで積み立ててきた特別会計の用途を全国・全道の研修所の設立や支部の強化などにも向けることができるように総会で確認されました。

 河野支部長の得意分野は何ですか

自動車関係、建設業許可、住宅検査、法人設立・変更、記帳代行等の許認可業務や一般法務などまんべんなくおこなっています。新入会員には記帳代行業を推薦しています。そうやっていって会社（顧客）をつかみ、定期的な収入を確保し、その中でその人にとって一番得手な部分を創れるようすすめています。

会員名簿と行政書士の宣伝活動

 室蘭支部では会員名簿を各官公署の窓口に据え置いたり積極的に宣伝活動を行っているとお聞きしますが

いろんな官公署に何千部と刷って置いてきています。効果のほどですが、大きく2つあると思います。ひとつは官庁の窓口の対応が良くなってきていること。つまり行政書士の存在が知れてきているし、また存在意義を認めてくれていることだと思います。もうひとつは、数的にはそんなに多くはないのですが、官庁に据え置くことによって行政書士個人に電話がかかってくるということです。この効果は一足飛びに得られるものではないのですが、じっくりと浸透してきていると思います。考え方の問題だと思いますが、即商売ということを考えると利益を享受する人

と享受できない人または全く関係のない人に分かれてしま
いますが、そういう考え方もあるのは分かっています。た
だ当支部はそうではなく、行政書士の社会的地位を高める
という大きなハードルを設定していますから、行政書士の
知名度をアップさせるだけではなく、名簿を据え置くこと
により内外に課題を提起していることとなります。結果的
にわれわれが自己研鑽をし周りの要求にこたえることによ
って少しずつ広がってきています。窓口に行けば名簿がある
ということで商売のチャンスを与えるということになりま
す。目先のことを考えると名簿を作る作らないという話に
なるかもしれませんが、行政書士の地位向上という大きな
目標のために行っています。それは先輩方のご苦勞もさる
ことながら、こまめに名簿を更新して据え置いたりなどの
実績の積みかさねは大きなものがあると思います。

支部の和と人を育てるということ

例えば業務に関して分からないことがあったりすると電
話一本で教えあったり、資料を渡したりということが浸透
してきています。たとえ分からない業務があったとしても、
必ず受けるように言っています。それから皆で知恵を出し
合ったり、やったことがある先生を紹介したりして、業と
してこなせるようにしています。必ずその分野の専門家が
いますから、分からないことがあったら誰かに聞けと新入
会員の面談とかで言っています。われわれはそうやってパ
イを大きくしていかなければならないと考えています。自
分の利益だけを追求するのならば、大事に抱えていればい
い。しかし、それをやっていたらパイは一向に大きくなら
ないし、社会的信用も得られない。結果的に社会的信用を
得て、パイを大きくしていかなければ行政書士の未来は暗
いと思います。



河野支部長

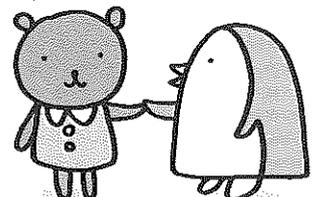
研修会について

研修会の方向性については大きく分けて2つあると思
います。今年7月の行政書士法改正により今後弁護士と競合
する部分がたくさん出てくることが考えられます。そして
それに対応する能力がなければ競合することもできないわ
けですから、われわれは組織的に訓練していかなければな
りません。そのために憲法・民法・商法・行政関係法など
の基本的な部分を身につけなければならない。そういった
意味で、それらの法律を研修会の中に位置付け、大学教授
などの専門家をお招きして研修を行ったりしております。
もうひとつは行政書士として食べていくために身近な部分
(許認可等)の研修をして必要な知識を身に付ける研修を
行っています。そしてその2つを結び付けて考え、研修を
行っているのが、室蘭支部の特色であります。現在新入会
員向けに運輸部会で特殊車両の研修会を行っています。今
後小型船舶や新入会員向けの建設業法についての研修会を
予定しております。飯の種になる部分について具体的に掘
り下げて研修を行っています。特殊車両の研修会など実際
の申請書をもとに書けるようになるまで回をかさねて研修
を行っています。そういうことにお金をかけることに対し
て全然いとわない方針です。先の総会で決まったのですが、
研修会にいままでの積立金を取り崩してもかまわないとい
うことになりました。そういった方針で重点を置き、新し
く入会した人に勇気を与えることが大事だと思っています。

無料相談会について

無料相談会については毎年9月上旬に室蘭サティの中の
桐屋ホールという会場を借りて12時から午後3時まで行っ
ています。基本的には理事全員(8名)参加ということに
しています。例年十数件の相談がありますが内容は主に相
続・土地の境界のトラブル等が多いようです。告知方法は
地元紙に広告を載せることと室蘭サティの織り込みチラシ
に掲載してもらっています。

やっぱり一本の矢より
二本の矢だね



ぶらあ〜り♪
支部の旅



リスクマネジメントとしての行政書士賠償保険

昨年の三支部研修会の席で、顧客に不利益が生じたときに何らかの手を打っている人はいますかと質問したときに手をあげたのは私を含めて2人しかいませんでした。その他の出席者は何の手段も講じていないとっていました。業務の結果として顧客に不利益が生じたとき、保険をかけておくことで対応できる。起こりえるんですよ。今後法改正により他土業との共管部分が多くなることが予想されます。そのことを考えると自らのリスクマネジメントが必要であると考えます。

その後、土井伸本会広報部長と室蘭支部総務部長の竹浪絶二先生を交えて最近郵ハツクなどでも有名な室蘭名物の焼き鳥を食する席を設けていただきました（鳥辰中島店 中島町1-23-17 ☎41-3033）。この席でも、大変貴重なお話をお聞きすることができました。紙面の関係上、記事にすることができないのが残念です。

この取材を終えて感じたことなのですが、室蘭支部全体で取り組んでいる「和と育成」の大切さです。決して室蘭支部だけが特別なのではないのかもしれませんが。しかしながら、行政書士の地位を高めるといって、室蘭支部が行っているようなことをそれぞれがそれぞれの支部にあてはめ、また道会などに働きかけていく必要があるのかもしれない。



鳥辰にて

次回は苫小牧支部に
田中浩貴編集委員がお邪魔します。
面白い情報がありましたら
教えてください！

苫小牧にはちょっと
変わった美味しい
たい焼きがあるんだよ！

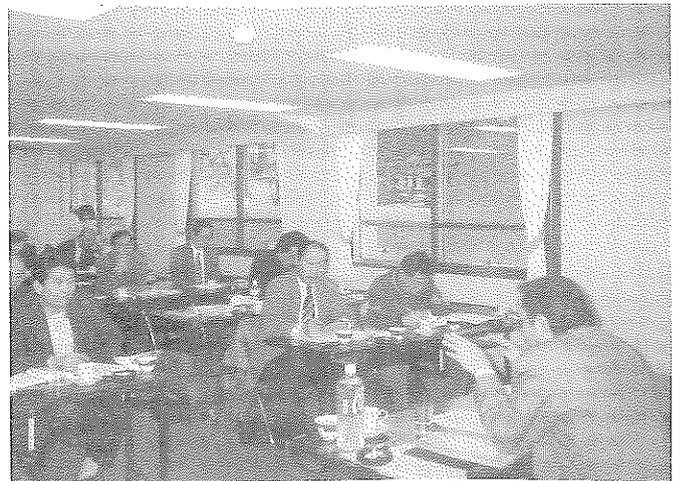


室蘭支部研修会報告

1月19日青嵐荘（登別市登別温泉143）にて、「代理権を付与された行政書士と民法、民事訴訟法」と題し、北海道行政書士会総務部長の篠原賢吾理事を講師に研修会が行われました。

民法、民事訴訟法の基本的な部分をおさらいし、法解釈上または私法体系上「代理、代理人」とは如何なるものの検討がなされました。弁護士法72条との関係で、判例を用い考察し、改正法の法律事務は実務上どのように展開されるかということについて講義がなされました。

（取材・文責 西 直人）



代理権の付与に伴う業務の変化

会報編集委員会

one

1

改正法施行前に明確な指針が得られるか?

現在、改正行政書士法（以下「改正法」という。）についての研修会が各单位会において開催されています。本会においては、3月16日に開催されましたが、会報編集のスケジュールの都合で本稿にその内容を反映させることはできません。各单位会で開催された研修会の内容は、おおむね次のように集約することができます。

- 改正法施行前の段階では日行連として見解は出ないようだ
- 改正法施行前の段階では総務省からも見解は出ないようだ
- 実績を積むことが大切である

なお、改正法について、総務省から各都道府県知事へ、総務省から他の各省庁へ通知が出されるようです。

確かに、改正法の施行に先立ち日行連や総務省からの明確な見解が出れば、私たちはスムーズに7月1日以降の新たな業務を行うことができます。しかし、各单位会で行われている研修会での内容をみれば、期待するガイドラインは事前に得られそうもありません。また、施行前に見解が出てしまうことによって私たちの業務範囲を自ら狭めてしまうことになる、と考えることもできます。

いずれにしても、私たちの「解釈待ち」や「見解待ち」といった姿勢は改める必要があるのかもしれない。そして、「まずは実績を積む」という姿勢が求められます。

two

2

改正法に伴う代理権について

ここで、改正法に伴う代理権について再確認しておきましょう。改正法による代理権には、「提出手続代理権」と「契約代理権」とがあります（本誌2001年11月247号7～11ページ参照）。

提出手続代理

改正法第1条の3第1号にある「提出する手続について代理（する）」とは実質的には「申請代理」を意味することには異論はありません。申請とは、「行政法上は、行政庁に対して一定の行為を求める私人の公法行為。訴訟法上は「申立て」と同じ。」（有斐閣「法律学小事典」）とされており、「提出する手続」と「申請」とを狭義に区別する利益は見当たりません。

明示的に「申請代理」としなかったことについては、行政書士法の成立は他士業法が政府立法であるのとは異なり議員立法の体裁をとるため、改正法の立法過程においてこのような文言で調整する必要があったことは容易に推測されます。

改正法施行後は、各種の許認可申請等について行政書士の職名と職印において申請と訂正が可能となりますが、各種の許認可申請の具体的な対応については、申請先となる官公署ごとに異なるようであり、現在も関係各省庁と折衝中のもようです。

契約代理

同条第2号では、契約代理について「代理人として作成（する）」とありますが、代理人として作成するためには、相手方契約当事者と依頼人の代理人として交渉を経たうえで権利義務の変動を固定し、そのうえで代理人として契約書を作成し、署名することとなります。

代理人として契約その他に関する書類を作成できるということは、その前提として、代理人たる資格にもとづいて相手方（第三者）と契約の締結をなす権限があると解すべきである。何故なら、代理人の資格（地位）は本人（依頼人）から代理権を授与され、その代理権にもとづいて、契約の相手方（第三者）と契約を締結しうる地位だからである。

「行政かながわ」平成13年7月151号57ページ

また、弁護士法との兼ね合いについては、自由民主党司法制度調査会において、「弁護士法第72条において弁護士以外の取扱いが禁止されている法律事務は『争訟性のある法律事務』に限定される」ことが、関係省庁立会いのもと確認されています。

three

3

現行法における申請代理の例



すでに現行法のもとにおいて行われている申請代理の一例として、日行連企画開発部の調査結果報告をみてみよう（『日本行政』2001年5月342号33～36ページ）。

この調査は「…行政書士法には代理規定が明文化されていないことにより、一部会員の中には行政書士には代理申請ができないとの誤解が存在しており、代理申請について自己規制している状況が見受けられたところから、この代理申請ができないとする誤解を解き、事例収集・紹介をとおして、行政書士における代理行為を顕在化させることを目的とし」ています（前掲『日本行政』33ページ）。

ここでいう代理申請とは、民法の委任規定に基づき、依頼人からの委任状を添付したうえで、行政書士の職名と職印によって申請代理として申請することを意味しています。

たとえば、

- ・ 第一発行年月日登録申請（著作権法第76条、78条）
- ・ 農地転用許可申請（農地法第5条）
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法第14条第1項）
- ・ 公共用地境界画定申請（国有財産法第31条第4項）
- ・ 建設業許可申請書（建設業法第3条）
- ・ 経営事項審査申請（建設業法第27条第23項）
- ・ 経営状況分析申請（建設業法第27条第14項）

など、25項目にわたる115件の代理申請が事例として掲載されています。

いずれにしても先駆的な先達により現行法における申請代理の一端が明らかにされていることは、改正法施行前夜にある私たちの業務のあり方に大きな示唆を与えているものといえます。

なお、建設業法における民法上の代理申請については、建設省（当時）の平成11年2月16日付の回答により、建設業許可申請・変更届、経営状況分析申請などの申請書に委任状を添付し、申請者の代理人として記名押印して申請代理を行うことができることが確認されています。

four

4

司法制度改革審議会意見書から

司法制度改革審議会意見書においては、具体的ではないながらも、隣接法律専門職種の活用を提言しています。また、司法書士と弁理士については、「早急に所要の権限を付与するための措置を講ずるべき」としています。しかし、行政書士などについては「…行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる」としています。答申を素直に読めば、法廷において行政書士が活躍するためには「相応の実績等」を示してその必要性を打ち出さなければならぬこととなります。

なお、司法制度改革審議会では、行政書士法やその沿革に理解の浅い一部のメンバーより「行政書士は専門性がない」との意味不明な発言がありましたが、そもそも行政書士資格は、他の隣接法律専門職にみられるような局所的な専門性が求められるスペシャリストな資格ではありません。それぞれの行政書士によって専門分野が築かれてはいても、資格としてはあくまでもゼネラリストな資格です。

この資格の沿革や特殊性を踏まえただうえで、それぞれの行政書士が専門分野を深く極め、「相当の実績等」を蓄積していかなければなりません。

ところで、弁護士法第72条については「少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである」としています。

いずれにしても、意見書からも「まず実績をつくる」姿勢が必要であることが読み取ることができます。

five

5

求められる対応

委任状の交付を受け、受任範囲を明確にしましょう!

法律上委任状の添付が要求される場合以外には、改正法施行後において委任状を添付する必要はありません。「行政書士ふくしま」平成13年11月号4ページにも「(8月28日総務省自治行政局行政課との協議から) 来年の7月1日からは基本的に委任状を添付する必要はありません。[現在は代行(使者)として業を行っているので委任状を付けているが、今度は代理権を付与したのだから、特に添付が必要とされるもの以外は必要無し]」との記述がみられます。

しかし、官公署や窓口あるいは担当者によっては委任状の提示を求められる場合があること、特に契約代理においては相手方当事者に対して代理権限の範囲を明示すべきケースが多いことなどから、それぞれの事件ごとに委任状を作成したほうがよいことは言うまでもありません。リスク・マネジメントの観点からも、依頼人とのトラブルを避けるために必要となります。

なお、法定外業務の案件を受託する場合においては、必ず委任事項に明記すべきです。東京都立大学名誉教授の兼子仁先生は、「委任業務が行政書士法の規定を越えて行われる場合(法定外業務)は、憲法22条1項の職業選択の自由(営業の自由)からして、他の法令に制限が無い限り、民法上の委任契約に基づいて、法定外業務として成り立ち業務が行われます。」「法定外業務も『法律事件(法的事件)』に係わらない限り弁護士法72条に違反しないが、非弁活動取締規程に引っかかると、

法令の制限で、営業の自由が公共の福祉を逸脱してしまうこととなりますが、弁護士法72条が禁ずるのは『法律事件に関する法律事務』であって、法的紛争事件での主張・交渉代理でなければ、行政書士が行う『法律事務』は個別に受任できると解されます。」と講演で述べています。（前掲「行政書士ふくしま」4ページ）。

復代理人選任の記載について

委任状には、代理権限の範囲として「復代理人選任に関する件」をも明記しておく必要があります。平成13年6月に開催された日行連定時総会において、復代理人についての質疑応答が次のようにされています。



提出手続代理、書類作成の代理については、委任を受けた行政書士が復代理人を選任した場合、当該復代理人は業務を行うことは可能でしょうか？



行政書士法上の代理は、任意代理にあたるので、民法第104条の規定から原則として復代理人は認められないが、代理人が本人の許諾を得たとき又は代理人にやむを得ない事由があるときは、その場合に限り当該復代理人(行政書士に限る)を選任したその代理人の代理権の範囲内で、例外的に可能であると解される。ただし、現行行政書士法施行規則第4条では、他人による業務取扱は禁止されていることから、今後総務省と十分に協議します。

行政書士賠償責任補償保険に加入しましょう

提出手続代理、契約代理、法律相談の法定業務化に伴い、行政書士の責任がこれまで以上に飛躍的に重くなるのは疑う余地がありません。安田火災が改正法による代理権や法律相談に伴うリスクをどのように評価するのかについては今後の日行連と安田火災との協議を待つこととなりますが、1請求あたりのてん補限度額も保険期間中の総てん補限度額も高くなることは間違いありません。もちろん、保険料も弁護士や税理士並みの金額になるでしょう。現在の保険加入率が会員の2割に満たないという状況は、リスク・マネジメントの観点からも早急に見直されなければなりません。なお、具体的な約款の変更については、3月から開始される予定です。

能力担保の課題

改正法の施行によって業務内容が大きく変わり責任もそれに伴って増す以上、日行連や各単位会における研修制度のさらなる充実が求められます。

たとえば、司法書士会のように、およそ2週間におよぶ中央新人研修、各地方ブロック研修、各単位会研修といったように、入会時の研修制度を充実させることが当然に必要となりますが、入会後の業務研修会の存在意義もますます大きくなると考えられます。また、財団法人行政書士試験研究センターの役割にも大いに注目されます。

ところで、各単位会には任意会が多数あり各事務所の業務分野について勉強をしたり情報を交換する場があります。こうした任意会に積極的に参加することによって各事務所の資質の向上を果たすことが求められます。さらに、各事務所において事務所内研修を実施して、補助者や事務員の資質の向上を果たすことも求められます。

なお、行政書士全体としての能力担保を考えれば、確かに日行連や各単位会による研修が必要ではありますが、ヒト・モノ・カネ・情報といったリソースを冷静に考慮すれば、会主催の研修会に十分な能力担保を求めることには限界があることも事実です。そこで、各事務所において個別的に資質の向上を果たす必要がでてきますが、行政書士全体という視点からみれば、これには各事務所の自己努力にいっさいが委ねられるという不安定性が伴います。

実績を積み「提出手続代理」から「申請代理」へ

法律上の文言が「提出手続代理」となっているが、実質的には「申請代理」であることはすでに述べました。官公署によっては、改正法施行後の若干の混乱により「申請代理という文言ではない」という対応が予想されます。そこで、委任状に「申請代理」と明記することによって、こうした混乱を避ける必要があります。そして、これらの働きかけは、「相当な実績等」を積んだ後の更なる法改正の足がかりとなるでしょう。「…手続き代理ではなく、提出する手続きの代理であるところにまだ制度の未熟な点があります」（戸口つとむ著『行政書士になろう!』（PHP）2001年189ページ）。

six

6

改正法施行後の業務について語り合おう

会報編集委員会では、今回の改正法について、有志の会員が語り合う場を設け、来たるべく改正法施行後の業務のあり方について議論したいと考えております。参加を希望される会員は、次頁を参照のうえご連絡ください。開業歴などを問わず幅広い層からの参加を求めます。なお、参加希望者が多数の場合は、会報編集委員会にて厳正な抽選のうえ参加者を決定させていただきますのであらかじめご了承ください。

seven

7

おわりに ~個人的見解を含めて~

3回に渡った代理権の特集はいかがでしたでしょうか?連載中には、新入会員・ベテランを問わず、多くの励ましをいただきました。紙面を借りてお礼申しあげます。今後、有志を募った語り合いにおいて考えを熟成させ、代理権についての論文を募集するという流れで、今回の特集は終わりを迎えようとしています。

私たち会報編集委員会は、会報をあくまでも北海道行政書士会の広報と会員への最低限の情報伝達手段と捉え、今回の特集に取り組んできました。特に、独自の見解を打ち出す訳にはいかないと判断から、多くの書籍や論文、雑誌や会報の記事などからの引用を多用するというスタイルを当初から念頭において特集に取り組みました。ゆえに、会員への強いアピールや提言、あるべき論を打ち出すことができませんでした。また、諸事情により、当初の見込みどおりに連載することができませんでした。

しかし、この連載にあたり、各単位会の会報を調べていく過程において、各単位会においても改正法の解釈や施行後の業務のありかた、代理権の行使などについて、混乱し模索している様子がよくわかりました。北海道会を含め多くの単位会では「解釈待ち」に陥ることなく積極的に代理権についての研修会などが行われています。

あくまでも個人的な見解ですが、私を含めた新入会員や入会を志す方に対して、もっと積極的に改正法施行後の行政書士業務の可能性（とともに危険性も）について提言することができれば、という思いがあります。しかし、試行錯誤を経ながら実績を積むことにより、道は後からついてくるのかもしれない。

充実した研修制度の必要性。それによる能力担保。確かに本会主催の研修会には欠くことのできない必要性があり、強制入会制ではなくとも行政書士全体として資質のバランスがさらに崩れることは間違いないと考えられます。本文においても触れましたが、改正法施行後は、本会主催の研修会に参加するのみではなく、さらなる自己研鑽が求められます。具体的には、各事務所における研修の強化や任意会での勉強や研究といった形に表れることでしょう。そうした意味において、代理権のみならず電子申請までを踏まえ、ますます「さらなる自己研鑽」と「一生懸命勉強」の姿勢がいつそう必要となります。私たちは自らの業務とそのリスクに対して、今まで以上に注意を払わなければならない「自己責任」の時代を迎えつつあると言えます。

(文責・田中浩貴)

特集!! 代理権 座談会に参加しませんか? ～ 北海道行政書士会総会の前日開催予定 ～

昨年の7月号より続けて参りました代理権の特集ですがラスト3回になり(7月号終了予定)さまざまな論議をかもし出しているようです。

具体的な例を!との声も大きい中、みなさまに忌憚のない意見を述べていただきたいと思います。

私たち代理権を学び、まずは実績を積むことが大事という見解が出てきた中でみなさんはどのように代理権を考え、どのように実務に落とし込んでいこうとしているのでしょうか。

あくまでも座談会ですのでこういうことが出来たらいいのになあという希望も含めて多くの方の参加をお待ちいたしております。

少しでも全道各支部の会員の方に参加していただけますように日程は北海道行政書士会総会の前日、夕方を予定しております。

参加者募集人員	6名
日 時	5月22日(水)16時より1時間程度を予定 (変更になる場合は参加者へのみご連絡を差し上げます。)
場 所	参加者に後日連絡
テ ー マ	『代理権獲得により行政書士の業務はどのように変化するのか』(仮称)
謝 礼	当会報編集委員会内規により薄謝
応 募 先	会報編集委員長 鹿野 ひとみ 宛 FAX 011-753-6171 MAIL hitomi22@fmail.plala.or.jp
応募締め切り	5月10日(金)午後5時まで ※名前・住所・FAX番号かメールアドレスを記載の上、ご連絡を下さい。

(注)参加者が多数あった場合においては、厳正なる抽選のうえ、ご連絡を差し上げます。
ご了承下さい。

風俗営業許可申請の概要 第1回

札幌支部 滝沢俊行

はじめに

北海道会における風俗営業関係の業務資料については、昭和59年の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号制定。以下「風適法」）」改正時に「業務資料－新風適法－昭和60年」と題する小冊子が刊行されましたが、その後この関係のまとまった資料が公にされてきませんでした。他方、この間「風適法」は社会の時代的な動きに対応し度々改正が行われ、取締当局も新たな視点で「規制」を強化し、あるいは緩和するなどして質的な変化を遂げています。

しかし、風俗営業関係については行政書士のプロパーの仕事でありかつ業務頻度の高い業務であるにもかかわらず、本会・支部の研修会でもほとんどテーマにされてこなかったという経緯もあり、小職が本誌において風俗営業に関する行政書士の業務遂行上必要な法的知識や情報を提供することになりました。

なお、紙幅の都合上、風適法関係の法令や書式等については別の機会に譲り、本誌においては法令上の問題と実務を中心に述べていきたいと考えています。

1. 風俗営業許可に関する法令について

風俗営業関係に限らず、他の行政書士の業務にも共通して言えることですが、未経験の業務を受託した際は、基本方針として、必ず自ら関係する法律や法令に当たり、業務に取り掛かるための最低限必要な情報を得ることから始めなければなりません。これは、あまりにも当然のことなので、法律のプロである行政書士に向かって申すべきことではないでしょう。しかし、残念なことに小職のところへ業務相談にこられる行政書士の少なからずの人が関係の法律・法令に当たることなく「書類の書き方や作り方」を聞きに尋ねて来ます。

確かに一部の業務、たとえば建設業の知事許可申請などのように「建設業法」を丹念に読まなくとも、市販の「手引き」で対応できる場合もあります。しかし、一般的には風俗営業関係を含め我々行政書士がかかわる許認可手続きの多くは、法律・法令を理解していなければとても業務として成り立つものではありません。また、業務の基本である法律や法令にあらず、安易に既存の書式例をまねて申請書類を作成することは、依頼者にとっても、行政書士本人にとっても極めて危険なことであります。依頼者より受託した業務を遂行する上で、当初予測もつかない困難な局面にぶつかることはままあります。むしろ初めての業務でスムーズに行くことは稀と言ってよいでしょう。もう少し述べると、行政書士は依頼者の財産や会社経営に関し極めて重要な内容を背負って申請手続きを行うことから、その重圧は尋常ならざるものがあります。それゆえ困難な局面にぶつかったときこそ、法律の専門家としてまず法律条文の重要性を認識し、そこからはじめることが求められるし、またそこから新しい展開も始まるといっても過言ではありません。

少なくとも役所の窓口においては、実務実績の多さや経験の長さが求められるわけではなく、法律の専門家としての対応が求められるし、このような立場で担当官と接することこそがスムーズな申請へとつながります。また、担当官の行政書士に対する印象も随分違ってきます。

とりわけ風俗営業の申請手続きについては「公共の福祉と営業の自由」という基本命題がその背後にあり、それを踏まえた上で依頼関係者の身分関係などプライバシーに深くかかわっていくことにもなります。また、違法行為や犯罪がらみ、あるいは組織暴力の陰も見え隠れすることも少なからずあり、「事件」に巻き込まれる可能性が非常に高い仕事であるということをはじめに申し上げておきます。実際にこれまで幾人もの行政書士が自らの意志に反して廃業して行くケースがありました。さらに、パチンコ店の新規申請などについては最低に見積もっても数億円の費用をかけて出店計画をたてることから、行政書士の業務上のミスで許可に至らないというわけには行きません。その意味では大変リスクな仕事であるからこそ法律を知る法令実務家としての立場が堅持されなければなりません。

行政書士に求められるのは、顧客との不断の緊張感と法律専門家としての毅然とした態度、そしてその上での経験です。

以下に、行政書士の風俗営業業務に直接関係する法令等を列記します。なお、食品衛生法、学校教育法など関連する法律・法令については、逐次説明します。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風適法）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（風適施行令）－政令
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理布令（風適府令）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風適規則）
- ・風俗環境浄化協会に関する規則
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条令（北海道条令）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条令規則（北海道条令規則）
- ・（参考）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準（解釈基準）－平成11年2月警察庁生活安全局

2. 風適法の目的—法第1条関係

風適法第1条で本法の目的を定めています。ここでは、風俗営業は「業務の適正化」を通じてその健全化を図るべき営業であることを明確にしています。この、風俗営業の健全化確保については、風俗営業者のみならず、関係団体による自主的な努力と社会的な責任に期待し、かつその積極的な活用を図ることを日途とし、管理者制度、風俗環境浄化協会あるいは風俗営業団体等に関する規定が設けられています。

第1条は風適法の立法趣旨と精神が披瀝されています。それゆえ以下の各条文の解釈や適用については、この目的に沿って行われなければならない、目的に反する解釈は許されないと意味において、本条を正しく理解し、判断することが業務上大切なことであります。

なお、本条についての当局の解釈は次のとおりです。

イ、「善良の風俗環境」の「保持」とは、国民の健全な道徳観念を基本としつつ、人の欲望を基礎とする風俗生活関係を善良な状態で保持することである。

ロ、「清浄な風俗環境」の「保持」とは、様々な風俗生活関係から形成される地域社会の風俗環境を清浄な状態に保持することである。

ハ、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為」の「防止」とは、未成熟な少年の心身に有害な影響を与え、その健全な成長を阻害する効果をもたらす行為を防止すること。

となっていますが、特にハ、については申請書類の作成、あるいは営業所の立入調査に当っては常に念頭に置くことが求められます。

3. 風俗営業の種類と要件その1. 飲食店関係—法第2条関係

風俗営業とは法第2条第1項各号のいずれかに該当する営業を言います。平成14年4月1日施行の改正風適法をもとに風俗営業の種類別と概要を一覧表にまとめましたので、この表(表-1 営業の種類別と概要)を参考にしてください。

依頼者からの相談にあたっては、依頼者の希望する風俗営業の業務内容について、十分に事情聴取した上で、該当する業種の法律上の定義や営業上の規制について十分にアドバイスをする必要があります。往々にして、依頼者が営業を希望する業態と法律上の業種について一致しない場合があります。例えば、「2号営業(カフェー、パブスナック等の営業)でダンスの設備を設け、深夜1時以降も営業をする」、あるいは「3号営業(ナイトクラブ、ディスコ等の営業)でホステスによる接待を行う」などの営業行為が行われるようであれば許可に至りません。ここで行政書士が間違った判断をすると、建物賃貸借契約が締結されるなど、思いもよらぬ費用が発生したり無駄な時間を費やしたりし、営業開始が大幅に遅れるという事態も発生します。専門家としての適切な判断が求められるところでもあります。

なお本稿では誌面の都合上、飲食店営業関係の内、法第2条第1項の1号から3号及び5号、6号の営業並びに第11項中に規定する「深夜における酒類提供飲食店営業」を中心に解説し、法第2条第5項の「性風俗関連特殊営業」等の説明は別の機会に譲ることにします。

①営業許可を必要とする「接待飲食店営業(法第2条第1項1号から6号)」と営業開始届を必要とする「深夜における酒類提供飲食店営業」について

イ、1号営業(キャバレー等)

この営業は、以下の第2号から第4号までに掲げる営業を包括するもので、1号営業の許可を受けた者が、ダンスをさせなかったり客への接待をしなかったとしても、問題はありません。

ロ、2号営業(カフェー等)

この営業は、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業であり、客にダンスをさせることはできません。客にダンスをさせようとする場合は1号営業の許可が必要となります。

ハ、3号営業(ナイトクラブ等)

この営業は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業であって、客への接待はできません。客へ接待をしようとする場合は1号営業の許可が必要となります。

ニ、4号営業(ダンスホール等)

ダンスをすることができる設備を設けて客にダンスをさせる営業を行おうとする場合は4号営業の許可が必要となります。

ただし、客にダンスを教授するための営業で、政令で定めるダンスの教授者が指導する場合にのみ客にダンスをさせるものは除かれます。

なお、4号営業では、営業所で客の接待をしたり飲食をさせることはできません。

ホ、5号営業(低照度飲食店)

この営業は、照度を10ルクス以下(5ルクス超)の低照度の喫茶店、バーその他の営業所で客に飲食をさせる営業であって、ここでは客にダンスをさせたり、接待をすることはできません。また、客室1室の床面積は5平方メートル以上必要です。第1号から第3号までに掲げる営業として営むものを除きます。

へ、6号営業（区画席飲食店）

この営業は、他から見通すことが困難で5平方メートル以下の客席を設けて営む営業であって、客にダンスをさせたり、接待をすることはできません。

「他から見通すことが困難」とは、全く見通すことができないということだけではなく、客室内に通常の状態に位置する人物の主な部分が見えない程度に、ついたて等で遮蔽されている状態、又は細かい動作がわかりにくい程度にカーテンやガラス等で遮蔽されている状態を言います。

ト、深夜における酒類提供飲食店営業

この営業は、保健所からの食品衛生法第21条第1項の営業許可を受けている、バー、酒場、カラオケルーム等の飲食店で、深夜（午前零時から日出時）において客に酒類を提供して営む営業です（接待飲食店営業（法第2条第1項1号から6号）又は店舗型風俗特殊営業に該当するものを除いた深夜に営業する飲食店）。

テーブルやいす等の設備を設けていなければなりません、立食いの屋台や持帰りの弁当屋などは含まれません。

②接待について

前項①の「接待飲食店営業（法第2条第1項1号から6号）」と「深夜における酒類提供飲食店営業」については、接待の有無あるいはその内容がポイントとなります。

以下に「風適法」上の「接待」について説明しますが、営業の種別との関係については表（表-2 営業の基準一覧）を作成したので参考にしてください。

イ、接待の意義

接待とは、歡樂の雰囲気醸し出す方法によって客をもてなすことをいいます。この意味は、営業者や従業員などと会話やサービス等の慰安や歡樂を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手特定し、興趣を添える会話やサービス等を行うことをいいます。言い換えれば客に対して単なる飲食行為に通常付随して提供される役務の程度を超える会話やサービス行為等を行うことをいいます。

ロ、接待の主体

通常の場合、営業者やその従業員が多いが、これに限らず営業者との明示又は黙示の契約、了解のもと、客を装った芸者やバンケットクラブのホステスが接待する場合も含み、その名称もホステス、ホスト、女給、コンパニオン、仲居等の如何を問いません。

また、接待は通常異性によることが多いのですが、同性の場合も含まれます。

ハ、接待の判断基準

1. 談笑・お酌など

特定少数の客のちかくにはべり、継続して談笑の相手となったり、酒などの飲食物を提供する行為は、接待に当たります。

これに対して、最初の一杯のみお酌をしたり、その場で水割りを作るなどして速やかに立ち去る行為、あるいは客の後方で待機したりカウンターの内側で客の注文に応じて酒類などを提供するだけの行為、また、これらに付随して社交儀礼上の挨拶や若干の世間話をする程度については、接待に当たりません。

2. 踊り（ダンス）など

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、音楽演奏、ダンスあるいはショー等を見せ又は聞かせる行為は、接待に当たります。

これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対して、同時に踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聞かせる行為は、接待に当たりません。

3. 歌唱など

特定少数の客のちかくにはべり、その客に対して歌うことを勧めたり、その客の歌に手拍子や拍手をしたり、あるいはほめそやす行為は、接待に当たります。

これに対して、客の近くに位置せず、不特定の客に対し歌うことを勧奨し、また不特定の客の歌に拍手をし、あるいはほめはやす行為、不特定の客からカラオケの準備の依頼を受ける行為または歌の伴奏のため楽器を演奏する行為などは、接待に当たりません。

4. 遊戯など

客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為は、接待に当たります。

これに対して、客一人で又は客同士で、遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為は、ただちに接客に当たる行為とは言えません。

5. その他

客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待に当たります。ただし、酔客の介抱のため必要な限度で接触する等の行為は、接待に当たりません。

しかし、客の口元まで飲食物を差し出し、客に飲食させる行為は、接待に当たります。

これに対して、単に飲食物を運ぶ、あるいは食器を片付ける行為、客の荷物やコートを預かる行為などは、接待に当たりません。

以下続く

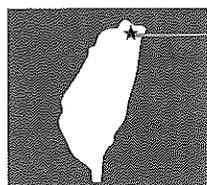
表-1 営業の種別と概要

風俗営業（許可営業）	1号営業 (キャバレー等)	キャバレーその他施設を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業
	2号営業 (カフェー等)	待合、料理店、カフェーその他設備をもうけて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 (前号に該当する営業を除く)
	3号営業 (ナイトクラブ等)	ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第1号に該当する営業を除く）
	4号営業 (ダンスホール等)	ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号又は前号に該当する営業は除く ただし、政令で定める「ダンス教習所」は除外する
	5号営業 (低照度飲食店等)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの（第1号から第3号に該当する営業は除く）
	6号営業 (区画席飲食店等)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5m以下である客席を設けて営むもの
	7号営業 (ぱちんこ屋等)	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
	8号営業 (ゲーム機設置営業)	スロットマシン、テレビゲーム機その他遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊戯設備により客に遊技させる営業（前号に該当する営業を除く）
性風俗関連	1号営業 (個室付浴場業)	浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務提供する営業
	2号営業 (個室型マッサージ)	個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業
	3号営業 (ストリップ劇場・個室ビデオ等)	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興業その他の善良な風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興業の用に供する興業場
	4号営業 (類似モーテル、ラブホテル等)	専ら、異性を同伴する客の宿泊・休憩の用に供する風適施行令第3条第1項で定める施設（風適施行令第3条第2項、第3項で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る）を設け、当該を当該宿泊・休憩に利用させる営業
	5号営業 (アダルトショップ)	店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風適施行令第4条各号で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
	6号営業 (政令で定める営業)	前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風適施行令で定めるもの
無店舗型性風俗特殊営業（届出営業）	1号営業 (派遣型ファッションヘルス)	人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客に性的好奇心におうじてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
	2号営業 (アダルトビデオ等通信販売)	電話その他の国家公安委員会規則（風適規則）で定める方法により客の依頼を受けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風適施行令第4条各号で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
	映像送信型性風俗特殊営業 (インターネット等利用 アダルト画像送信営業)	専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる映像で、電気通信設備を用いてその客に該当映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く）により営むもの
	店舗型電話異性紹介営業 (店舗型テレホンクラブ)	店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電話通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取次ぐことにより営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものも含む）
無店舗型電話異性紹介営業 (無店舗型テレホンクラブ)	専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電話通信設備を用いて他の一方の者に取次ぐことにより営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものも含むものとし、「店舗型電話異性紹介営業」に該当するものを除く）	

飲食店営業	設備を設けて客に飲食させる営業であつて、食品衛生法第21条第1項の許可を受けて営むもの（「接客飲食等営業」又は「店舗型性風俗特殊営業」に該当するものを除く）
酒類提供飲食店営業	飲食店営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く）で、日出時から午後10時までの時間においてのみ営むもの以外のもの
深夜酒類提供飲食店営業（届出営業）	上記のうち、深夜（午後零時から日出時）において営業するもので「接待飲食等営業」又は、「店舗型性風俗特殊営業」に該当しない営業
接客業務受託営業（コンパニオン等派遣業）	専ら、「接待飲食等営業」、「店舗型性風俗特殊営業」及び「飲食店営業」を営む者から委託を受けて、該当営業所において客に接する業務の一部を行うことを内容とする営業

表-2 営業の基準一覧

区 別	ダ ン ス	接 待	飲 食	遊 興	遊 戯
1 号 営 業	○	○	○	×	×
2 号 営 業	×	○	○	○	×
3 号 営 業	○	×	○	×	×
4 号 営 業	○	×	×	×	×
5 号 営 業	×	×	○	×	×
6 号 営 業	×	×	○	×	×
深夜飲食店	×	×	○	×	×



台北出入国事務研修に参加して



札幌支部 成田眞利子

全国出入国事務取扱協議会の主催で、2月23日から26日までの間、台北にて台北出入国事務研修が行われました。全国から集まった13名の参加メンバーは、「日本交流協会台北事務所」、「入出境管理局」、「内政部戸政司戸籍行政科」を表敬訪問し、出入国に関する台湾の最新事情について、それぞれの担当者から詳しいお話を伺いました。

「日本交流協会台北事務所」では、日本人の主任の方から、台湾における日本渡航希望者への査証発給状況や手続きなどについて具体的な事例を取り入れながら御講演をいただき、続いての質疑応答で更に理解を深めました。その後には、「入出境管理局」の窓口の様子も見ていただきました。

「内政部戸政司戸籍行政科」では、入管法の概略説明の後、積極的な質疑応答が交わされました。

行政書士業務の中でも、申請取次の業務には、特に外国の最新情報を知る必要がありました。今回の研修は、直接の担当者にお会いし最新の状況説明を伺うことが出来、大変有意義なものとなりました。今後の入管業務に是非反映させていきたいと思っております。



電子申請シンポジウム 盛大に終了する

～本格化する電子政府・電子自治体と行政書士～

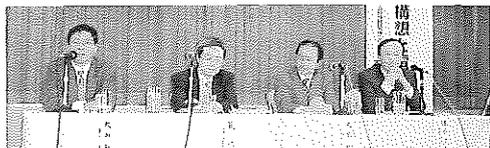
平成14年2月2日(土)10時より札幌きょうさいサロン8Fにおいて業務部主催の研修会が行われました。

これは道民、自治体関係者及び北海道行政書士会員を広く対象にしたものであり、結果道民48名・会員103名と多くの参加がありました。

電子政府、電子自治体へどのように関与していくのが問題意識の大きさがこの参加人数になったものと思われます。研修内容は下記のとおり。

- 10:25~12:00 『電子道庁構想と電子申請』
 講師 藪 紀洋 氏
 (北海道総合企画部情報政策課企画係長)
- 13:00~13:20 『行政書士電子署名と日行連認証局』
 講師 佐藤 文則 氏
 (北海道行政書士会企画開発部長、
 日行連高度情報通信社会対策本部委員)
- 13:25~14:40 『公的個人認証サービスと電子自治体』
 講師 大山 永昭 氏
 (東京工業大学教授、
 日行連高度情報通信社会対策本部特別外部委員)
- 14:50~15:30 『電子申請の実証』
 講師 水落 裕二 氏
 (NECソフト、
 ニューメディア開発協会開発本部主任研究員)

- 15:40~ パネルディスカッション『電子申請と代理人行政書士の果たす役割』
 パネリスト 藪 紀洋 氏
 大山 永昭 氏
 水落 裕二 氏
 佐藤 文則 氏
 コーディネーター 葛西 彰 氏



北海道知事サハリン州訪問 同行ミッションに参加して



札幌支部 三澤 志津

2月3日から6日の日程で、私は苫小牧の清野甲次氏及び旭川の皆川えみ子氏と共にサハリン州のユジノサハリンスクへ行きました。

今回の旅行の目的は、サハリン州側ワーキンググループとの協議会にオブザーバーとして参加することそして在ユジノサハリンスク総領事館、連邦民族移民政策省を訪問する事でした。

サハリン州では、サハリンⅠ、サハリンⅡという海上石油、天然ガスの開発が始まろうとしています。この事業には、サハリン州と近い北海道の企業の方々は、少しでも参加出来る機会があればとワーキンググループ協議会でのロシア側の説明を熱心に聞いていました。三井物産、丸紅の現地の責任者の方々は、ロシアでの事業参加には高いハードルをどうやって超えるかが、大きな課題だと話をされていました。

在ユジノサハリンスク総領事館、連邦民族移民政策省を訪問し、ロシアの現状についての説明を受けました。

内容については、紙面の関係で省かせて頂きます。

少しサハリンの事を書かせて下さい。日常の食料品はキオスクに概ね揃っていました。価格は安かったです。ロシア料理はおいしいです。もちろん、ウォッカも頂きました。ただ、夜の外出はロシア人も1人では歩かないそうです。

心配しておりました吹雪に遭うことも無く、3月下旬頃の暖かい気候に恵まれ無事千歳につきました。1時間30分で行くことが出来ますが、あらためてロシアは近くて遠い外国だと感じました。私どもが帰った後、ユジノサハリンスクは猛吹雪になったそうです。

今回の訪問に当たって、北海道ビジネスセンターの皆様には訪問先との連絡を親切にお取りいただき有り難うございました。



～ワールドカップサッカー2002～

北海道VISAサポートセンター開設 ボランティア参加者の呼びかけ

2002年6月札幌市の「札幌ドーム」で開催されるワールドカップの期間中には、試合観戦のため世界各国から大勢の外国人が来道されることが予想されます。

私たち行政書士も、在留手続・VISA手続の専門家として開催期間中に発生することが予想される、外国人観戦客のパスポートの紛失や盗難などのトラブル発生に対して、その後の滞在や日本出国をスムーズに行うことができるようサポートしていきたいと考えております。

サポート活動の実施に当たっては、警察や入国管理局あるいは各国大使館・領事館など関係する機関、団体とも連携を取りながら実施していくこととなりますが、あわせて、行政書士制度や行政書士の申請取次活動内容についてもPRしていきたいと考えております。

北海道会の会員の皆様には、「北海道VISAサポートセンター」開設の意義にご賛同いただくとともに、多くの会員の参加をお願い致します。

参加ご希望の方は、4月10日までに本会事務局にご連絡ください。

連絡先

北海道行政書士会
TEL (011)221-1221 FAX (011)281-4138
メールアドレス gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

平成14年3月

北海道行政書士会
会長 佐藤 隆一
企画開発部長 佐藤 文則

出張封印代行業務確認書締結

これまで出張封印代行業務の実施について、各地区自家用自動車協会と協議を進めてきましたが、平成14年1月8日北海道運輸局において、整備部長・登録資材課長同席の上、北海道行政書士会と各地区自家用自動車協会（8協会）との確認書の締結を行いました。

今後、出張封印代行希望会員と各自家用自動車協会とが実施契約の締結を行い、準備の整った地区から封印代行業務を実施することになります。



北海道運輸局
山田整備部長

北海道運輸局
大橋登録資材課長

札幌地区自家用自動車協会
酒井専務理事

北海道行政書士会
深貝副会長

行政書士制度説明会の開催のご案内

行政書士試験合格者及び行政事務歴資格者を対象とした説明会を下記のとおり開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

- 日 時 平成14年 3 月30日(土)午後1時から3時まで
- 場 所 北農健保会館 3階 会 議 室
札幌市中央区北4条西7丁目 TEL 011-261-3270
- 内 容 1 行政書士業務について
2 行政書士の職業倫理について
3 行政書士登録について
4 その他
- 参加費 無 料
- 参加者 出席を希望される方は、当日、会場までおいでください。

平成13年度行政書士試験結果・北海道

	13 年 度		参 考			
	北海道	全 国	12年度	11年度	10年度	9年度
受験申込者数 (A)	2,311	71,366	1,630	1,207	1,124	1,093
受 験 者 数 (B)	1,988	61,065	1,407	1,051	958	927
受 験 率 (C)/(B)	86.02%	85.57%	86.3%	87.1%	85.2%	84.8%
合 格 者 数 (C)	201	6,691	104	17	32	64
合 格 率 (C)/(B)	10.11%	10.96%	7.4%	1.6%	3.3%	6.9%

- (1) 試験実施日 …… 平成13年10月28日(日)
- (2) 試験会場 …… 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
- (3) 合格発表日 …… 平成13年1月17日(木)

平成14年度 定時総会日程のお知らせ

- と き：平成14年5月23日(木) 午前10時
- と ころ：ホテルライフオーブ札幌
電 話 011(521)5211
札幌市中央区南10条西1丁目

郵便貯金からの会費の自動払込の ご利用について

会費を納期限までにお忘れなく納入するため大変便利な郵便貯金からの自動払込をご利用下さい。

お申し込みしますと、納期限の当日、自動的に振り込まれます。

なお、手数料は本会が負担いたします。

お申し込み方法は貯金通帳の記号、番号、住所、氏名を記入して本会まで連絡下さい。



新入会員



^{むらき} ^{ひろあき}
村木 宏彰 昭和38年8月27日生
 札幌支部 平成13年12月14日入会
 事務所 札幌市中央区大通西15丁目2番1
 ノヴァ15ビル5F
 TEL 011-614-0078

〈コメント〉



^{おさない} ^{かずよ}
小山内 一興 昭和28年6月10日生
 札幌支部 平成14年1月4日入会
 事務所 札幌市北区篠路6条5丁目1番16号
 TEL 011-774-4183
 FAX 011-774-4313

〈コメント〉

20年程前に取得した行政書士の資格を死格のまままで終わらせないために開業しました。これからよろしくお願ひ致します。



^{かとう} ^{すすむ}
加藤 進 昭和25年12月20日生
 札幌支部 平成14年1月4日入会
 事務所 札幌市東区東苗穂町1015番地27
 TEL 011-791-4349
 FAX 011-791-4349

〈コメント〉

私の職歴は車の販売・一般事務です。鋭意努力いたしますので、諸先輩・諸兄には、よろしくご指導・ご教示のほどお願ひ申し上げます。



^{にしで} ^{いさお}
西出 勲 昭和9年11月6日生
 札幌支部 平成13年12月3日入会
 事務所 札幌市白石区栄通6丁目9番1号
 TEL 011-852-3500
 FAX 011-852-3500

〈コメント〉

この度、平成13年12月3日付、日本行政書士会の登録を認められ、札幌支部に入会させて頂きました西出でございます。60の手習として始めた者ですが、書士会の背様が培った名声を一層発展させられますよう、努めたいと思います。宜しくご指導の程お願ひ申し上げます。



^{さとう} ^{まさゆき}
佐藤 政幸 昭和26年7月7日生
 札幌支部 平成14年1月4日入会
 事務所 札幌市南区常盤4条2丁目24番5号
 TEL 011-591-1038
 FAX 011-591-1039

〈コメント〉

変化の激しい現代社会で、街の法律家として頼りになる存在となれるよう努力したいと思います。よろしくお願ひいたします。



^{かわた} ^{ひろひと}
川田 博仁 昭和28年11月7日生
 函館支部 平成14年1月4日入会
 事務所 函館市東山1丁目22番6号
 TEL 0138-33-0012
 FAX 0138-33-0013

〈コメント〉



^{ほんま} ^{かずお}
本間 和夫 昭和15年9月23日生
 小樽支部 平成14年2月1日入会
 事務所 小樽市オタモイ3丁目16番3号
 TEL 0134-26-3666
 FAX 0134-26-3666

〈コメント〉



^{やしき} ^{さとし}
屋敷 悟 昭和12年3月3日生
 空知支部 平成14年1月4日入会
 事務所 滝川市大町4丁目3番29号
 TEL 0125-23-0791
 FAX 0125-23-0791

〈コメント〉

IT時代に対応出来る行政書士として地域の方々のお役に立ちたいと考えておりますので、先輩諸氏のご指導よろしくお願ひいたします。

コラム COLUMN

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤 良雄

「景気、悪いですねえ……」と、たくさんの経営者の口癖のようにまだ聞いてくる。期待している答えは決まっています「そうですねえ、御社だけでなく、あそこもここも皆良くありません」そこでホッとした顔付きで「やっぱりそうですか、他も苦勞しているんですねえ」とつぶやくのです。そして心の中で、『厳しくて辛いのは自分ばかりじゃないんだ。自分だけが能力無しじゃない。業績不振も不況のせいだ』と叫ぶのです。もう景気に依存して商売し続けることができるとは考えていないのに、過去に自分が体を動かし頭を働かせて、必死に商いを創ってきたことを忘れてしまったのでしょうか？

時代は変わり、自分も変えねばなりません。行政書士が新しい行動の提案者です。

ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌 (中央区)	2180	東谷 與三	14. 2.11
空知	2111	栗岡 英光	14. 1. 3
旭川	2851	石田 正五	14. 2.23
室蘭	2792	高井 健	13.12.25

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H13.12. 4	会報編集委員会	16:00~17:00	本会役員室
H13.12. 7	行政書士登録調査委員会	14:00~17:00	本会役員室
H13.12.13	出張封印打合わせ会議	15:30~17:00	札幌ガーデンパレス
H13.12.13	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H13.12.14	企画開発部会	13:30~17:30	本会役員室
H13.12.14	正副会長会	16:00~18:30	本会会議室
H14. 1.11	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 1.12	業務部会	13:00~17:00	本会役員室
H14. 1.18	正副会長会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 1.18	顧問、相談役、名誉会長、正副会長会議	18:00~20:00	川 甚
H14. 2. 1	常任理事会	13:00~19:00	エルム会館
H14. 2. 2	電子申請シンポジウム	10:00~16:50	きょうさいサロン
H14. 2. 4	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 2. 8	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 2.22	総務部会	13:00~17:00	本会役員室
H14. 2.23	常任理事会	13:00~19:00	本会役員室
H14. 2.26	綱紀委員会	13:00~15:00	本会役員室

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	受講数
札幌	H13.12. 4	札幌市 札幌市教育文化会館	・消費者契約法について ・運輸業務を中心とした業務経営座談会	北海道行政書士会 札幌支部長 板垣 俊夫 札幌支部業務企画部長 荒木 徹 札幌支部会員 鹿野 ひとみ	38
函館	H13.12.13	函館市 函館勤労者総合福祉センター	・建設業解体事業者登録申請 ・解体工事と建設リサイクル	北海道渡島支庁 建設指導課 土木係長 高橋 司 主任 谷内 法人	23
旭川	H13.12. 7	旭川市 ホテルクレセント旭川	・法改正による代理権獲得後の業務対応、他	北海道行政書士会 会長 佐藤 隆一	29
	H14. 1.21	旭川市 ホテルクレセント旭川	・行政書士の建設業業務取扱上の注意点	上川支庁経済部建設指導課 土木係主事 北 恵理子	38
網走	H13.10. 4	北見市 (有)テクノゲイト	・インターネットメール	テクノゲイト講師 南 妙子 佐藤 悦枝	6
	H13.12. 6	北見市 北見市芸術文化ホール	・建設業経営状況分析	北海道建設業信用保証株式会社 旭川支店主査 松原 密	15
室蘭	H14. 1.19	登別市 青嵐荘	・代理権付与された行政書士と民法、民事訴訟法	北海道行政書士会 常任理事 篠原 賢吾	23
十勝	H14. 2.16	帯広市 帯広百年記念館	・財産の移転に係わる税金	公認会計士 竹川 博之	21
根室	H13.12. 8	標津町 ホテル川畑	・甲種受託者による出張封印について ・小型船舶登録事務について	北海道行政書士会 根室支部理事 木嶋 正毅 根室支部理事 平賀 禎彦	9
	H14. 2. 9	標津町 ホテル川畑	・日行連作成PRビデオ「街の法律家-行政書士」 ・金曜フォーラムビデオ「電子政府はどこまで進むのか」		8

「地球岬の春」

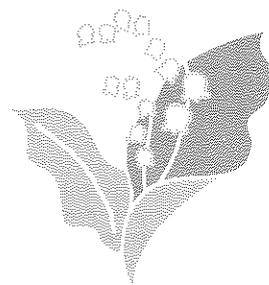
日本の絶景のひとつとなっている「地球岬」は、アイヌ語でいう「ポロ・チケツプ」(親である断崖)から変化した言葉です。展望台からは、海拔120メートルの絶壁に立つ灯台を見下ろせます。

遙か水平線を望むと、地球の丸さを実感できます。春が訪れた地球岬で、雄大な太平洋に向かい大きな夢を描いてみませんか。

年度末の誌面ということで、再び表紙を描かせていただきました。新年度からは新しい描き手の方にご登場願いたく、是非積極的なご協力を期待します。

会員の皆様と共に創り上げる会報です。是非皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(表紙絵・文：成田眞利子)



INDEX

目次

ホームページコーナー・電腦行政書士通信	2
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 室蘭」	3~7
特集 代理権 ~上級編~	8~12
特集 代理権 ~座談会に参加しませんか?~	13
風俗営業許可申請の概要	14~18
台北出入国事務研修に参加して	18
電子申請シンポジウム	19
北海道知事サハリン州訪問同行ミッションに参加して	19
ボランティア参加者の呼びかけ	20
出張封印代行業務確認書締結	20
行政書士制度説明会の開催のご案内	21
平成13年度行政書士試験結果 北海道	21
平成14年度定時総会日程のお知らせ	21
自動振込のご利用について	21
新入会員・コラム	22
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	23
忙中閑有	24

忙中閑有

先日、ネットで本の検索をしていたら、アマゾンドットコムかどこかのショップでお勧め本があったので、傍らFP(ファイナンシャルプランナー)の仕事をしている私は非常に興味がありつつも衝動買いしてしまった。

小説なのは知っていたし、株の話の小説だと聞いていたが、しばらく実用書以外の本など読んでいなかったの、まあ時間があつたら(とってあつた試しがない。)読もう、読まなくても昔同僚だった国語の先生が「つん読(積んで置く)」も読書のうちだと言っていたのをまた言い訳に積んでおく本が増えるんだろうなあくらいの気持ちでヤマトの配達を待った。

何がきっかけになるか分からないのだが、最初の出だしから面白くてつつい〇〇しながら読み(ご想像にお任せします)、トイレでも読み、しまいにはこれが終わってから仕事しようなどと自分で納得させ一気に読んでしまった。

あまり引引っ張ってもしようがないのでタイトルをご披露するが実は4月からドラマ化が決定した。

先日、芸能ニュースで長瀬ともや(お恥ずかしいが漢字もわからない)というTOKIOというバンドのボーカリストが主演するそうだ。そのニュースを朝あわただしく支度をしながら見ていてひっくり返った。非常に面白かった。久しぶりに面白かった。

久しぶりに出合った小説がとても面白くてなんだか充実した気持ちになった。でもどうやってドラマにするのかなあ。「波の上の魔術師」。ぜひ一読を。

(編集委員 鹿野 ひとみ)

2002.3.第249号
平成14年3月25日発行

発行人	佐藤隆一
編集人	鹿野ひとみ
編集委員	田中浩貴
編集委員	西直人
編集委員	斉藤秀一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要

(名)

総会員数		前年同月比	前月比
1,334		+ 12	- 3
男性	1,244	女性	90

次号の記事の締切は4月30日です。

平成14年2月末日現在